

令和2年度に実施した個別指導において保険医療機関（歯科）に改善を求めた指摘事項

四 国 厚 生 支 局

令 和 3 年 7 月

目 次

I 保険診療等に関する事項

1	診療録等	1
2	医学管理等	1
3	検査	2
4	画像診断	2
5	歯周治療	3
6	リハビリテーション	3
7	処置	3
8	手術	3
9	歯冠修復及び欠損補綴	3

II 診療報酬の請求等に関する事項

1	揭示事項	3
2	診療報酬請求	4

I 保険診療等に関する事項

1 診療録等

(1) 診療録

- ① 診療録は保険請求の根拠であることを認識し、必要な事項を十分に記載すること。
- ② 診療録は保険請求の根拠となるものであり、歯科医師は診療の都度、遅滞なく必要事項の記載を十分に行うこと。
- ③ 診療録の記載方法、記載内容に次の例が認められたので、適切に記載すること。
 - ア 療法・処置欄への1行に対し複数行の記載がある。
 - イ 鉛筆による記載がある。
- ④ 診療録第1面（療担規則様式第一号（二）の1）の記載内容に次の例が認められたので、必要な事項を適切に記載すること。
 - ア 終了年月日、転帰について記載がない。
- ⑤ 診療録第2面（療担規則様式第一号（二）の2）の記載内容に次の例が認められたので、必要な事項を適切に記載すること。
 - ア 症状、所見、手術内容（術式）の記載が不十分である。

2 医学管理等

(1) 歯科疾患管理料

- ① 1回目の管理計画において診療録に記載すべき次の内容の記載が不十分な例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。
 - ア 基本状況（全身の状態、基礎疾患の有無、服薬状況、喫煙状況を含む生活習慣の状況等）
 - イ 口腔の状態（歯科疾患、口腔機能の状態等）
 - ウ 必要に応じて実施した検査結果等の要点
 - エ 治療方針の概要等
- ② 歯科疾患管理料を算定した月に診療録に記載すべき次の内容について、画一的に記載している、又は記載の不十分な例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。
 - ア 管理に係る要点
- ③ 算定要件を満たしていない文書提供加算を算定している次の例が認められたので改めること。
 - ア 患者等に対し、歯科疾患管理に係る内容を文書により提供していない。又は、患者等に提供した文書の写しを診療録に添付していない。
- ④ 算定要件を満たしていない長期管理加算を算定している次の例が認められたので改めること。
 - ア 当該管理加算を初めて算定する場合に、患者の治療経過及び口腔の状態を踏ま

えた今後の口腔管理に当たって特に留意すべき事項について、その要点を診療録に記載していない。

(2) 歯科衛生実地指導料

① 情報提供文書に記載すべき次の内容について、記載の不十分な例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。

ア 口腔衛生状態（う蝕又は歯周病に罹患している患者はプラークの付着状況を含む。）

イ 指導を行った歯科衛生士の氏名

3 検査

(1) 歯周病検査

① 2回目以降の歯周病検査は、歯周基本治療による歯周組織の変化の比較検討（歯周基本治療等の効果、治療の成否、治療に対する反応等を把握したうえ治療の判断又は治療計画の修正を行う。）、歯周外科手術実施後の歯周組織の変化の比較検討を目的として実施するものであるため、検査については適切な期間をあけて実施すること。

4 画像診断

(1) 総論的事項

① 歯科エックス線撮影において、診断に必要な部位が撮影されていない不適切な例が認められたので改めること。

(2) 診断料

① 算定要件を満たしていない画像診断における診断料を算定している次の例が認められたので改めること。

ア 歯科エックス線撮影、歯科パノラマ断層撮影を行った場合に、写真診断に係る必要な所見を診療録に記載していない。

② 歯科エックス線撮影、歯科パノラマ断層撮影を行った場合に、診療録に記載すべき次の内容について、記載の不十分な例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。

ア 写真診断に係る必要な所見

5 歯周治療

(1) 診断等

① 歯周治療の実施に当たっては、「歯周病の治療に関する基本的な考え方」（令和2年3月 日本歯科医学会）を参考に適切な治療を行うこと。

6 リハビリテーション

(1) 歯科口腔リハビリテーション料1

- ① 算定要件を満たしていない歯科口腔リハビリテーション料1「1 有床義歯の場合」を算定している次の例が認められたので改めること。
 - ア 調整方法及び調整部位又は指導内容の要点を診療録に記載していない。

7 処置

(1) 歯内療法

- ① 算定要件を満たしていない加圧根管充填処置を算定している次の例が認められたので改めること。
 - ア 緊密な根管充填を行っていない。

(2) 歯冠修復物又は補綴物の除去

- ① メタルコアであって歯根の3分の1以上のポストを有するものに該当していない場合に、算定できない歯冠修復物又は補綴物の除去「3 著しく困難なもの」を算定している例が認められたので改めること。

8 手術

(1) 手術

- ① 診療録に記載すべき次の内容について、記載の不十分な例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。
 - ア 手術所見及び内容の要点

9 歯冠修復及び欠損補綴

(1) 補綴時診断料

- ① 算定要件を満たしていない補綴時診断料を算定している次の例が認められたので改めること。
 - ア 製作を予定する部位、欠損部の状態、欠損補綴物の名称及び設計等についての要点を診療録に記載していない。
- ② 診療録に記載すべき次の内容について、記載の不十分な例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。
 - ア 欠損補綴物の名称及び設計等の要点

II 診療報酬の請求等に関する事項

1 揭示事項

- (1) 保険医療機関の揭示事項に不備が認められたので改めること。
 - ① 明細書の発行に関する事項を揭示していない、又は揭示が誤っている。(一部負担

- 金等の支払いがない患者に関する記載がない、交付を希望しない場合の記載がない。)
- ② 地方厚生（支）局への届け出事項を掲示していない、又は掲示が誤っている。

2 診療報酬請求

(1) 総論的事項

- ① 診療録と診療報酬明細書において、診療内容について一致しない例が認められたので、保険医療機関、保険医により十分に照合・確認を行うこと。